

# 太陽ファルマプロモーションコード

2018. 4.1制定

2019. 4.1改訂

2025.10.1改訂

太陽ファルマは、医療用医薬品のプロモーションを実施する際に、製薬企業として遵守すべき行動基準を「太陽ファルマプロモーションコード」として明示する。

## 1. プロモーション活動における責務

当社のプロモーション活動に関する責任は太陽ファルマにあり、この認識のもと役員・従業員等\*が適正なプロモーションを行う社内体制を確立する。

- (1) 医薬品の適正な使用と普及に向け、役員・従業員等\*に対して継続した教育研修を実施する。
- (2) 役員・従業員等\*の非倫理的行為を誘発するような評価・報酬体系をとらない。
- (3) 法令や自主規範を遵守するための社内体制を整備する。

## 2. プロモーション活動の基本

役員・従業員等\*が行うプロモーション活動においては、医療の一端を担うものとしての社会的使命と、太陽ファルマを代表して医薬情報活動を遂行する立場を十分自覚し、次の事項を誠実に実行すること。

- (1) 医薬品は、国内において承認を受けるまで、プロモーションを行ってはならない。また、適応外使用を推奨してはならない。
- (2) 自社製品の電子添付文書および医薬品リスク管理計画等に関する知識はもとより、その根拠となる医学・薬学知識の習得に努め、かつ、それを正しく提供できる能力を養う。
- (3) 太陽ファルマが定める内容と方法に従ってプロモーションを行う。
- (4) 効能または効果、用法および用量等の情報は、医薬品としての承認を受けた範囲内で、かつ科学的根拠が明らかな最新のデータに基づく情報を適正な方法で、有効性と安全性に偏りなく公平に提供する。
- (5) 医薬情報の収集及び伝達は的確かつ迅速に行う。
- (6) 他社及び他社品を中傷<sup>+</sup>、誹謗しない。
- (7) 医療機関等を訪問する際は、当該医療機関等が定める規律を守り秩序ある行動をとる。
- (8) 法令や自主規範を遵守し、良識ある行動をとる。

### 3. プロモーション資材の作成・使用

プロモーション用印刷物、専門誌等における広告、医療関係者向けウェブサイト、スライド、動画等の視聴覚資材、その他のプロモーション用資材は、医薬情報の重要な提供手段であることを認識し、その作成と使用にあたっては、医薬品医療機器法、行政通知及びこれに関連する作成要領等の自主規範に従い、記載内容を科学的根拠に基づく正確かつ客観的で公平なものとする。また、製品情報提供資材等審査委員会の審査を経たもののみを使用する。

### 4. 講演会および会議等の開催

医療関係者等を対象に医学・薬学情報、疾患啓発情報等を提供する目的で開催する講演会等は、自社の責任において開催し、出席者に専門的かつ学術的・科学的な情報を提供するものとする。講演会等の開催場所は、目的に合う適切な開催地・会場を選定する。講演会等に付随して飲食等を提供する場合は、華美でなく、製薬企業の品位を損なわないものとする。なお、景品類を提供する場合は、公正競争規約を遵守する。

一方、医療関係者以外の一般人を対象に疾患啓発情報を提供する目的で講演会等を企画する場合は特に、医薬品医療機器等法および医薬品等適正広告基準等に留意して実施する。製品の戦略立案時等、自社の活動に有用な専門的知見を得るため、医療関係者等を招集するアドバイザリー会議や治験等の試験に伴う会議等を開催する場合には、会議等をプロモーションの手段としてはならない。

### 5. 試用医薬品の提供と管理

試用医薬品は医薬情報提供の一手段であり、医療関係者が医療用医薬品の外観的特徴を確認するための「製剤見本」と、医師がその使用に先立って、品質、有効性、安全性、製剤的特性等について確認・評価するための「臨床試用医薬品」がある。

どちらの提供にあたっては必ず当該医療用医薬品の情報を伴い、提供量は必要最小限に留める。特に、「臨床試用医薬品」は実際の臨床に使用されることから、厳格に管理する。

### 6. 公正競争規約との関係

公正競争規約をより積極的かつ厳正に遵守する。

公正競争規約を遵守するという姿勢にとどまらずに、高い倫理観をもって活動する。

#### \* 役員・従業員等：

全ての役員、従業員（パート等含む）、派遣社員、業務委託契約者及び提携会社社員